

第 2 3 期 第 1 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 5 月 1 6 日（金）午後 1 時 3 0 分
- 2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザアラスカ 2 階「ガーネット」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	竹 林 雅 史
	委 員	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	南 谷 雅 人
	〃	佐 京 忠 史
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	関 野 稔
	〃	工 藤 徳 康
	〃	木 村 正 則
	〃	中 居 裕
	〃	赤 松 靖
県 側	欠席委員	堤 静 子
	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	総括主幹	浅 岡 宏 昭
	主幹	田 澤 亮
	栽培・資源管理グループ 総括主幹	山 田 嘉 暢
	三八地方水産事務所 所長	蝦 名 浩
事 務 局	下北地方水産事務所 副所長	泉 田 哲 志
	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長 谷 川 清
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について

原案どおり承認することに決定された。

議案第3号：東部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌いか釣り漁業の新規操業承認について

議案が取り下げられた。

5 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第23期第1回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第23期第1回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

また、本日は第23期最初の委員会となりますが、委員の皆様には漁業の現場で起こっている様々な課題について、それぞれの立場で御議論をいただくとともに、委員会設置の趣旨であります水面の総合的な利用と漁業生産力の発展のため、委員会の円滑な運営に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項4件の審議が予定されていますので委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える14名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、富田委員と田高委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明いたします。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号について、県の方から補足説明させていただきます。

今回、第23期の最初の委員会ということでもございますので、ちょっとかいつまんで説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただいて2ページ目を御覧いただければと思います。

横向きのページですけれども、一番上の方に記載しているとおり、この制限措置というのは、漁業法第58条で読み替えて準用する42条の規定に基づき、県規則4条1項の各項に掲げる知事許可に必要な漁業種類については、同規則の11条に掲げる制

限措置であるとか、申請の期間ということを定めて公示するということになっております。

その公示を行う前にこの関係漁業委員会、今回は東部地区の漁業調整委員会の方に意見を聴くということとされており、今般、諮問させていただいているというところでございます。

それでは、早速、順次説明させていただきます。

2 ページ目ですけれども、最初にこちらは、小型定置漁業でございます。

先ほど申し上げました制限措置の内容としましては、表の上の項目の方に記載しております漁業種類、許可すべき漁業者の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁期ですね。漁業時期、そして漁業を営む者の資格、申請期間、最後に一番右は備考欄、各種の諸条件というような項目となっております。

このうち、主な項目について、その概要を説明させていただきます。

2 ページ目ですけれども、小型定置漁業ですけれども、許可すべき漁業者の数は1人ということで、8月1日から翌年の1月31日までが漁業期間ということになってございます。

漁業を営む者の資格としては、東共第12号共同漁業権の組合員行使権者ということで、百石町漁協の組合員を想定しているところでございます。

こちらが2 ページ目の概要でございます。

続いて3 ページの方に目を移していただいて、こちらは、ほや・うに潜水器漁業でございます。

許可すべき漁業者の数は1人ということで、こちらは、漁業を営む者の資格として、東共第7号の組合員行使権者ということで、八戸みなと漁協の組合員ということ想定してございます。

県の方からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第2号につきまして説明いたします。

議案第2号、後ろの方の資料6を御覧いただきたいのですが。

資料6は、いか釣り漁業承認の対象者についての内規となっております。

この中で青森県沖合海域、この中で委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当する者であれば新規、いわゆる相続、承継、代船等に当たらない新規操業承認については、委員会の会議に付して審議いただくということになっております。

去る2月5日付けで発動されました委員会指示に基づき、今回、資料1から資料4までのとおり、佐井村漁協、奥戸漁協、それから大畑町漁協及び八戸みなと漁協からそれぞれ1件、合計で4件の新規の申請がございました。

添付されております申請者からの申請理由書により、いずれも漁業経営の安定を理由とするもので、また、漁協からそれぞれ付されている副申により、着実な操業とそれによる地域活性化等が見込まれると推察されております。

続いて、資料5の方を御覧願います。

資料5は、令和6年度いか釣り承認件数、昨年の承認件数と今年度の申請件数の比

較となっております。

県内船につきましては、東部委員会については251隻の申請がございます。本資料にはございませんが、西部海区の委員会分152隻、これを加えまして、県内全域で403隻となりまして、内規の方で定めている枠数490隻以内に収まる状況となっております。

また、県外船につきましては、東部委員会分9隻、西部委員会分9隻、合わせて18隻となっております、これも内規の70隻以内となっております。

以上のことから、事務局といたしましては、今回の申請について、水揚げを通しての地域の活性化など、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当すると判断できることから、承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

県の方からの補足説明はありませんので、よろしくをお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

それでは、御異議なしと認め

御意見、御質問もないようですので、今回の新規申請については、操業を認めることにしたいと思いますが、御異議ございませんですか。

ありませんですか。

御異議なしと認め、それでは議案第2号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいかつり漁業の新規操業承認について」は、申請どおり承認することに決定いたします。

次に議案第3号「東部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌用いか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

はい、局長。

事務局長

それでは御説明いたします。

東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業における新規操業承認については、佐井村、大間町、風間浦村、むつ市及び東通村以外に居住する者からの新規申請は、委員会の会議に付して審議する必要があるとされております。

今回、地区外からの漁業者から新規餌釣り用のいか釣り漁業の申請が1件あるという事前連絡がございまして、議案第3号として御審議いただくこととし、委員の皆様へに通知したところでございますが、その後、当該漁業者の方から新規申請を行わないという旨の連絡がございました。

これにより議案として御審議いただく案件が無くなってしまったため、議案の取り下げの方を決定していただくようお願いしたいと思います。

事務局における事前準備に不備があり、委員の皆様へに御迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

事務局からの説明は以上です。

よろしく願いいたします。

会 長

事務局からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見を願います。

ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見がないようですので、今回の議案第3号は議案を取り下げることになしたいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第3号「東部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌用いか釣り漁業の新規操業承認について」は、取り下げとすることに決定いたします。

なお、事務局においては、今後、このようなことがないように、議案について事前に精査、確認するよう指示します。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①の「知事管理漁獲可能量の変更について（青森県くろまぐろ（小型魚）漁業及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業）」を県から報告願います。

はい、山田総括主幹。

水産振興課 山田総括主幹

県水産振興課の山田です。着座にて御報告させていただきます。

それでは、特定水産資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について、御報告させていただきます。

お配りしております報告事項1を御覧ください。

令和7年3月14日付けで、県は漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。3月14日付けで公表した変更内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が322.7トンから5.5トン減って317.2トン。30キログラム以上の大型魚が642.4トンから29.6トン減って612.8トンとなっております。

これらは、国からの要望調査がありまして、協定管理委員会への照会に対する回答を受けまして、国の調整等に基づき、消化の見込みがない本県の漁獲可能量を他の都道府県に譲渡したものです。

なお、これらの計画の変更については、漁業法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため協定に基づく管理委員会等、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問をせずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和7年1月15日付け、青水振第1252号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

以上です。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

ありませんか。

御質問もないようですので、続いて②の「令和6年度青森県東部海区管内ただら底はえなわ漁業試験結果について」県から報告願います。

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、報告事項について報告させていただきます。

資料の方は1枚めくっていただきまして、その裏の方を御覧ください。

そうしますと2つの表が並べてあります。

上の表の方が令和6年度の操業結果として記載されております。

参考として下の方には、更に前年度の令和5年の時の操業結果を記載しております。

まず、表題のところですけども、今回、報告させていただく令和6年度は、受託者が2名ということでしたので、2隻合計ということで作成しております。

なお、5年度も同様でございます。

表の方は、左の方から、各月ごとの延べ日数、そして漁獲尾数、そして漁獲重量、そしてサイズ、金額、有漁日数、そして有漁率というふうになってございます。

左の方の項目の延べ日数につきましては、令和5年度は、下の方ですけども、149日ということに對しまして、上段の表の方の令和6年度は127日となっております。

漁獲尾数の項目ですけども、こちらは、マダラにつきましては、令和5年は14,000尾ほどということでした。マダラは、5年度は14,000尾ほどということでした。6年度は18,000尾ほどとなっております。

キチジにつきましては、令和5年は22,000尾余り、令和6年度は11,000尾余りというふうになってございます。

メヌケは、令和5年は493尾、令和6年は164尾となっております。

そして、マダラが1日当たりでどのくらい獲れているかといいますと、令和5年は約100尾ですけども、令和6年は149尾となっております。

次にマダラ率ということですけども、マダラ、キチジ、メヌケの3種類に限った場合のマダラの獲れる率を算出しておりまして、令和5年は39.5%、そして上段の方ですけども、6年は62.0%となっております。

続いて、漁獲重量なんですけども、令和5年はトータルで64トン、令和6年度は67トンという形になってございます。

次の項目、サイズでございます。

令和5年は、マダラが2.31キログラム、キチジが、こちらは440グラムとなっております。

メヌケは4.63キロとなっておりますが、6年度の方は、マダラは2.1キロ、キチジは490グラム、メヌケは7.43キロとなっております。

次に有漁率ということですけども、出港して空振りがなく操業できたという率ですけども、作ってみました。

マダラにつきましては、5年度で67%、6年度で77%となっております。

次の3ページ目を御覧いただくと、こちらが、どの場所で操業したかというものを図上にプロットしたものでございます。

6年度、5年度のマダラ、そしてキチジ、そしてメヌケ、それぞれの試験期間を通しての操業場所として、横に太い、太目の線が2本引いてありますけども、この範囲内で試験操業するということになっており、全て範囲内で操業されているということが示されております。

昨年の操業結果の報告は以上でございます。

なお、今年度につきましても、引き続き試験操業を行うこととしておりまして、現

在、手続き中でございます。

報告事項、第2の報告事項の県からの報告の概要は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

御質問もないようですので、続いて③の「令和7年度年間計画について」を事務局から報告願います。

はい、局長。

事務局長

それでは、報告事項3の資料を御覧ください。

令和7年度年間計画ということで、東部海区、西部海区、内水面漁場管理委員会と、縦に3列になっておりますが、一番左で色が付いているのが東部海区の計画となっております。

4月以降、来年の3月まで、年間で委員会の方、10回を予定しております。これは、漁業の許可の制限措置及び特定水産資源に係る議案のため、漁業管理グループ、それから栽培資源管理グループと、現時点ですり合わせをしたものでございます。

これに加えて、他の諮問、報告などもあり、場合によっては緊急に開催することもあるかもしれませんが、現時点での予定は表のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

御質問もないようですので、続いて、④の令和7年度農林水産関係職員の配置についてを事務局から報告願います。

はい、局長。

事務局長

それでは、報告事項4の資料を御覧ください。

令和7年度の県のメンバーでございます。

農林水産部長、それから農林水産部次長につきましては、異動はございませんでした。

水産局の方ですが、局長、水産局長が種市正之氏に異動となり、また、水産振興課は石戸課長、それから、水産振興課課長代理は清藤課長代理に、漁港漁場整備課は吉澤課長に異動となっております。

その他につきましては資料のとおりでございますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明の方は以上でございます。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたかお願いします。ありませんか。

御質問もないようですので、それでは、これで議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第1回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時55分